

滋賀医科大学医学部附属病院管理運営会議規程

平成16年4月1日制定

令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院規程第16条第2項の規定に基づき、病院管理運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院の将来計画に関する事項
- (2) 病院の運営に係る中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 診療体制のあり方に関する事項
- (4) 病院の経営方針に関する事項
- (5) 病院の予算及び決算に関する事項
- (6) 病院の評価結果に基づく改善等に関する事項
- (7) その他病院の管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副病院長
 - (3) 病院長補佐
 - (4) 診療科の科長 若干名
 - (5) 看護部長
 - (6) その他病院長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第4号及び第6号の委員は、病院長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第4条 会議に議長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した副病院長が、その職務を代行する。
- 4 会議は、原則として毎月1回招集する。ただし、議長が必要と認めるとき又は委員の過半数の要請があったときは、臨時に開催することができる。
- 5 会議は、委員の2/3以上の出席がなければ開催することができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 会議の事務は、クオリティマネジメント課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年1月15日から施行し、平成27年10月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年7月17日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。